

令和3年度 地域自治振興事業 交付金限度額算定表

事業名	内 容	算 定 方 法
基礎事業	事務局費 一般分 地区自治振興会の事務局事業 ・総会、理事会の開催 ・振興会の運営	1,500,000円
	特別分 市自治連合会の事務局事業	4,796,000円 × 地区人口 ÷ 市人口
	一般防犯灯電気料金補助 自治振興会及び町内会の責任により管理する一般防犯灯電気料金	令和2年9月分の電気料金(一般防犯灯(定額灯・契約番号050)に係る電気料金に限る。) × 12ヶ月 ÷ 2 ※リース物件は除く
	狹隘道路除雪事業 自治振興会及び町内会の責任により実施する狹隘道路の除雪事業	・A路線 市除排雪単価により算出した額 ・B路線 = ① × ② × ③ ① 狹隘道路除雪認定路線延長(m) ② 1mあたり30円 ③ 市が一斉除雪を実施した日数を基に市長が定める数
	社会教育講座事業 社会教育の推進を目的に開催する講座・講演会事業	130,000円 + 550,000円 × 地区人口 ÷ 市人口
協働事業	(1)地域の課題を解決するために市と協働して取り組む事業 (2) 地区がこれまで実施してきた事業で地域自治振興の目的に沿った事業 (3) 地区住民のふれあいを目的とした創意と工夫によるソフト事業 (4) 地区の創意と工夫による拠点整備事業 (5) 地区の伝統と歴史を受け継ぐための事業 (6) 市全域を対象とした行事に地区が参加する事業	協働事業費(全体事業費－基礎事業－交付の特例－特別事業) 均等割 30% ÷ 地区数 人口割 60% × (地区人口 ÷ 市人口) 面積割 10% × (地区面積 ÷ 市面積)
特別事業	通常の交付金では実施できない規模の事業で、次に該当する事業 (審査会を経て交付決定した事業) ・A事業 通常の交付金ではできない事業 (1) 地域の特性を生かす整備事業 (2) 地域の特性を生かすソフト事業 ・B事業 継続して実施している協働事業で、当年度に限り企画を拡充して実施する事業 (3) 協働事業の内、拡充する部分の事業 ※A・B事業のいずれにも、後継者の育成、青年女性参画、多文化共生について加算あり	・A事業 (1) 地域の特性を活かす整備事業 (対象事業費) 新規事業、又は過去の特別事業の追加部分の総事業費(1年～2年)が80万円を超える事業 (対象期間)1年以上、2年以内 (交付金限度額)150万円以内の額。ただし、2年で完了する事業の交付限度額は、 1年目:50万円～100万円 2年目:150万円から1年目の交付金額を除いた額以内 (交付金の率)必要経費の3/5以内 (2) 地域の特性を活かすソフト事業 (対象事業費) 総事業費(1年)が50万円を超える事業 (対象期間)1年 (交付金限度額)100万円 (交付金の率)必要経費の3/5以内 ・B事業 (対象事業費) 拡充部分の事業費が10万円を超える事業 (対象期間)1年 (交付金限度額)20万円 (交付金の率)必要経費の3/5以内 ※A・B事業のいずれにも、課題解決につながる、後継者の育成又は青年層や女性層の参画、多文化共生を取り入れた事業 は4/5以内